

平成23年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	平成23年11月22日(火) 午後1時30分～2時50分
会 場	長野市役所第一庁舎8階 第一委員会室
出席者	委員11人(欠席委員5名) 事務局11人
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 保健福祉部長あいさつ</p> <p>3 協議事項 進行：小山会長</p> <p>(1) 第5期長野市介護保険事業計画第2章第1節地域包括ケア体制の整備、第2節地域包括支援センターの機能強化及び第5章認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実(素案)について</p> <p>介護保険課 矢島課長補佐 説明(別添「資料1」参照)</p> <p>(2) 地域包括支援センター設置運営法人の募集スケジュールの変更について</p> <p>介護保険課 矢島課長補佐 説明(別添「資料2」参照)</p> <p>(3) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について</p> <p>中部地域包括支援センター 戸谷係長 説明(別添「資料3」参照)</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員	<p>協議事項(1) 第5期長野市介護保険事業計画第2章第1節地域包括ケア体制の整備、第2節地域包括支援センターの機能強化及び第5章認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実(素案)について</p> <p>市と地域包括支援センター(以下「包括」) 在宅介護支援センター(以下「在介」)の関係について確認したい。市が一番上にいて包括は市の指示に従い、在介は包括の業務を補完すると理解したがそれでよいのか。</p>
事 務 局	<p>そういう一面もあるが、市では直営包括が中心にあり、その周りに委託包括、在介があるという形をイメージしている。包括としての業務は直営包括も委託包括も全く同じだが、直営包括には基幹型として委託包括の後方支援を行う機能を持たせたい。あくまで後方支援ということなので上下関係ではない。</p>
委 員	<p>直営包括と委託包括は同等ではないと思うが。</p>
事 務 局	<p>包括としての立場は同等だが、委託包括同士での後方支援はできないので、市の責任として直営包括による後方支援を行っていきたい。</p>
委 員	<p>在介は包括の業務を補っているのか。</p>
事 務 局	<p>包括的支援事業のうち、在介では「総合相談支援」のみを行っている。ケアマネジャーへの支援や権利擁護などについての相談が在介にあった場合は、在介が直接関わるのでは</p>

	なく包括につなげている。
委員	在介を減らして委託包括を増やすということか。
事務局	在介を包括に移行していくので、結果的に在介が減り包括が増える。
委員	高齢者実態把握事業について、58ページにこれまでの実施状況ということで数字が出ているが、これは直接実態把握を行った数なのか要援護者台帳に記載されている高齢者の数なのか。
事務局	包括と在介で実際に実態把握を行った数になる。
委員	先日協議会の開催通知と一緒に包括の業務マニュアルをいただいたが、これはなぜ配付されたのか。
事務局	前回の会議の際、包括の役割について議論いただいたが、包括がどんなことをしているのか理解いただくための参考資料として配付した。
委員	長野市の包括では、このマニュアルにしたがって業務を行っているのか。
事務局	このマニュアルは包括業務の手引書として、国の補助を受け長寿社会開発センターが作成したもの。長野市ではマニュアルを参考に市独自の手順書も作成して業務にあたっている。
委員	他の市町村もすべてマニュアルを参考にしているのか。
事務局	そう認識している。
委員	マニュアルの中に、地域包括ケア体制が必要となる背景として少子高齢化の問題があるという記述があった。包括が総合相談支援としてあらゆる相談を受けているのであれば、この協議会で高齢化社会の根本原因である少子化について取り上げなくてよいのか。
委員	少子化については他の部署で検討していると思うが・・・。
事務局	この協議会は高齢者福祉部門のさらに介護保険分野ということでお集まりいただいているので少子化については議論していないが、長野市では保育家庭支援課が少子化対策・次世代育成支援計画について担当し検討・議論を行っている。
委員	それは私も承知しているが、少子化対策なくして高齢者の問題は解決できないと考えているので、あえて発言させてもらった。

委員	58ページに「地域包括支援センターに嘱託医(認知症サポート医)を配置」とあるが、これは法律で義務付けられたものなのか。また、この嘱託医は具体的にどのような業務を行うのか教えてほしい。
事務局	嘱託医の配置について法律上の規定はない。国では認知症地域支援推進担当者と嘱託医を配置するための補助事業を実施しているが、それでは単発に終わってしまうので独自に配置したいと考えている。嘱託医の業務については、月に1～2回程度相談会や講演会に来ていただく、また、ケアマネジャーへの研修会の講師をお願いするなど、医療との距離を縮めたいと考えている。
委員	60ページに「地域のインフォーマルサービスや社会資源の情報提供を行う」とあるが、具体的にはどのようなことを情報提供するのか。
事務局	インフォーマルサービスとしては、介護保険の対象サービスではない例えば社会福祉協議会の福祉自動車の運行、シルバー人材センターの事業、JA等の助け合い事業などについて、また、社会資源ということでは地域のボランティア活動などについて情報提供している。
事務局	そのほかに民間の企業などが行う配食サービスなどについても情報提供している。
委員	認知症の専門医として何か意見があれば。
委員	日本医師会の認知症サポート医研修を受けた人が包括の嘱託医として配置されるようだが、長野県医師会でもサポート医の再研修を行うなどしているが人数がなかなか増えないし、長野市には認知症の医療センターもまだない。地域全体の底上げを図るため認知症サポーターやキャラバンメイトのフォローアップに力を入れてほしい。そうすることで連携が強化されるのではないかと。また、医療と介護の連携については個人情報の保護が課題となっている。迅速に対応するとなるとFAXでのやりとりになるのだが、個人情報をどう保護していくのか検討が必要ではないか。
委員	148ページの成年後見制度の活用促進について、包括と成年後見支援センターの役割分担についてもっと具体的に検討してほしい。
委員	同じページに「市民後見人・・・について研究検討する」とあるが、第5期計画期間中に市としての方向性が示されるのか。
事務局	これから担当の高齢者福祉課と協議していかねばならないと考えている。 (事務局案どおり承認)

協議事項(2) 地域包括支援センター設置運営法人の募集スケジュールの変更について

質問なし

(事務局案どおり承認)

協議事項(3) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について

質問なし

(事務局案どおり承認)